

あなたのお給料

# 最低賃金



すべての労働者  
すべての使用者に適用される

毎年 チェック  
しよう!

改定されます

# 以上

2025年10月4日から

## 神奈川県の地域別最低賃金は

# 1,225時給円

午後10時～午前5時に勤務する  
場合、**深夜割増25%**を加算 **1,531時給円**



※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算される場合があります。詳しくは、連合へご相談ください。

都道府県ごと **法律**で  
決められています

- ✓ 最低賃金は、毎年、**都道府県ごとに見直されます**
- ✓ 会社は、**最低賃金額以上の賃金を支払う義務**があります
- ✓ **最低賃金額を下回る賃金は法律違反**となり、下回った場合、**差額を請求**できます
- ✓ パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、**原則すべての労働者とその使用者に適用**されます
- ✓ お給料が**月給制でも適用**されます

# 未済? 下回る

# 無効 差額請求 違反 できます



最低賃金より低いかも? と思ったら...

## なんでも労働相談ホットラインへ

連合神奈川 公式  
Facebookページ



**0120-154-052**

いこうよ れんごうに

スマホ・携帯 OK

日本労働組合総連合会神奈川県連合会(連合神奈川)

〒231-0023 横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜4F

連合神奈川ホームページ

<https://rengo.or.jp/>

連合神奈川

検索



# あなたの最低賃金月給でも適用されます

## 基本給+諸手当が対象!! 今すぐチェック

### STEP 1 確認

## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 **基本給 + 諸手当**

対象でない 一時金(ボーナス) / 残業代 / 精皆勤手当 / 通勤手当 / 家族手当 / その他臨時の手当

### STEP 2 比較

## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください



### STEP 3 相談

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫？  
ウェブでチェック!



「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…  
**なんでも労働相談ホットラインへ!**

